

# 埼玉県平和資料館条例の一部を改正する 条例についての見解

2012年9月26日

「平和のための埼玉の戦争展」実行委員会

実行委員長 田中 熙巳

(1)

指定管理者による管理の範囲を、改正案の第8条第1号で、現行条例の第2条第1号に掲げる業務「戦争及び平和に関する資（以下この条において「資料」という）の収集、整理及び保存に関する事」のうち、「資料の保存に関する業務に限」っておこなうと「限定」しています。

現条例第2条第2号「資料の調査及び研究に関する事」、第3条「資料の展示及び利用に関する事」、第4号「その他資料館の設置の目的を達成するために必要な事業に関する事」は除外される、と読むことができます。

また、改正案第8条第2号で「資料館の施設（設備及び物品を含む）の維持管理に関する業務」と規定しています。

しかし、第8条第3号には「前2号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務」も実施できると記されており、第2条第4号「その他資料館の設置の目的を達成するために必要な事業に関する事」を除外することとは矛盾するように思えます。結局は、「知事が別に定める業務」なら、何でもできることに道をひらくのではないか、ということが懸念されます。

(2)

すでに指定管理者制度のもとにおかれている「川の博物館」では、第19条第1号「博物館法第3条第1項各号に掲げる業務（同項第1号に掲げる業務のうち、博物館資料の収集に関する業務並びに同項第4号及び第5号に掲げる業務を除く）」とされています。

これによると、博物館法第3条第1項「実物、標本、模写、模型、文研、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること」のうち除外されるのは「収集」のみで、「保管」「展示」はできることと読むことができます。

さらに、第6項「博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び普及すること」や、第7項「博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること」、第9項「社会教育における学習の機会を利用しておこなった学習の成果を活用しておこなう教育活動その他の活動機会を提供し、及びその活動を奨励すること」、第10項「他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊

密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等をおこなう」こと、などは指定管理者の業務からは除外されていないこともうかがえます。

(3)

「川の博物館」を先例とするならば、今回の「埼玉県平和資料館」の指定管理者制度導入にあっても、「資料の保存に関する業務に限る」としながら、その実は、「知事が別に定める業務」として、博物館法第3条の第6項以降の事項などが、指定管理者の業務として移管される可能性は否定できません。第6項、第7項などは、展示企画との関係を抜きにはなしえない業務であり、第9項、第10項などは、企画展示の研究、館運営の根幹に関わるものであり、「資料の保存に関する業務」や第8条第2号「資料館の施設（設備及び物品を含む）の維持管理に関する業務」にのみ専念すべき指定管理者の業務の範囲を逸脱するものと言わざるを得ません。

(4)

改正案第13条では、指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得ることができれば、「資料館の施設の改修、増設その他の知事が別に定める現状変更」をおこなうことができるとも記されています。施設の範囲に「設備及び物品」が含まれていることを考えると、展示に関わること（展示器財、ディスプレイ、見せ方）などにも、コミットできると読むことができます。

(5)

指定管理者制度が導入されると、管理責任者が知事から指定管理者に移行することにより、休館日に開館したり、臨時休館日を定めたり、開館時間を変更したりする権限も、指定管理者に移行します。入館料も上限はあるものの、指定管理者の判断で定めることができます。

しかも、これまでは公設公営の施設であったことから、民意を聞く必要に迫られ、その担保・保障として運営協議会を設置してきましたが、指定管理者制度のもとに移管されると、管理は指定管理者に委ねられることから、運営協議会のような制度は「なじまない」ものとされる恐れもあります。

「管理の一部」「資料の保存に関する業務に限る」とはいうものの、管理の範ちゅう次第（運営も含む）では、運営協議会の廃止につながりかねません。現に、当局は運営協議会の行く末については「白紙」と述べ、「存続」「継続」との明言を避けています。大いに気になるところです。

(6)

さらに、条例改正案には記述がありませんが、懸念される事項がいくつかあります。まずは、指定管理者制度が導入された場合、館長はどうなるのか、ということです。

県職員が派遣されるのか、それとも管理者である指定管理者の「長」が館長を務めることになるのか、が気がかりです。「管理の一部」といいますが、仮に、指定管理者の「長」が「館長」を担うとしたら、本末が転倒するのではないのでしょうか。

仮に、指定管理者の「長」が「館長」を担うとしたら、「管理の一部」以外の管理や運営とは、どのような職務になるのでしょうか。その場合の県職員のポジショニングはどうなるのでしょうか、気になるところです。

先行している、川の博物館の場合の県の職員のポジショニングはどうなっているのでしょうか。基幹部分を担っているのか、専門職として関わっているのか、はたまた補助的な仕事・手伝いなのか、情報の開示が求められています。

次に、指定管理の期間はどうか、ということです。

あじさい館の場合、1年ごとに入札をおこない、3年後に廃止されることになっています。

埼玉県平和資料館もその道を後追いすることになるのか、心配です。

通常3年から5年といいますが、その場合、上田知事の任期を超えてしまいます。次の知事の代にどのような判断がされるのか…？ 廃止への一里塚か…？ 不安を禁じ得ません。

(7)

埼玉県は、今回の提案理由として、「埼玉県平和資料館の設置の目的を効果的に達成するため」「その管理を指定管理者におこなわせる」ことができるようにするといいますが、「埼玉県平和資料館の設置の目的を効果的に達成するため」ならば、運営協議会での議論をより活発化させ、広く民意にこたえうる平和資料館への道をこそ模索すべきです。

集客力の低下が、今回の提案の主たる要因の一つと考えられますが、集客についていうならば、これまでの運営協議会でも何度となく、私たちも提案してきたように、「昭和の」「埼玉の」という時間的・空間的制約を取り払い、多くの県民の関心事にこたえる方向へと展示内容の充実をはかること、県内に広がる平和を求める県民の運動との協力・共同の道を選んでこそ実現しうると考えます。

その努力を抜きにして、かつ運営協議会にもひとこともはかることなく、今回の上程に至ったことは「早計」であり、「不見識」であり、平和資料館の充実に資するどころか、逆に、集客・収益をめざすあまり「商業主義」「イベント主義」に陥らせる懸念を生じ、さらには県政運営への信頼性を貶める結果となることは明らかです。

私たちは、あらためて埼玉県平和資料館を、たとえ管理の一部であろうとも「指定管理者制度」のもとに置くことに強く反対し、今回の上程案を直ちに撤回することを要求します。

同時に、平和で豊かな21世紀をめざす立場から、「戦争の悲惨さを知り、平和の尊さを学ぶ」施設である埼玉県平和資料館を、今後とも埼玉県が責任を持って、直営のもとで運営されることを強く要求します。

私たちも、埼玉県平和資料館のいっそうの発展ために寄与できるよう全力をあげる所存です。